

第3回検討委員会を踏まえた論点整理

論点1 自転車利用者の定義について

○本県の条例では、「自転車利用者」を「自転車を利用する者」としているが、「道路において」等の場所の制限はしないのか。

- 一般的な自転車損害賠償責任保険等では、公道以外の場所で発生した交通事故についても補償対象となっている
- 公園や広場など、道路以外での自転車加害事故も視野に入れ、場所の制限は行わない

論点2 自動車運転者の責務の追加について

○自動車運転者に対して、自転車の通行に配慮を求めるような責務を設けて、安全運転を促してはどうか。

- 第4条「自転車利用者等の責務」第3項に、次の規定を追加
「自動車（法第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。）及び原動機付自転車（同法第10号に規定する原動機付自動車をいう。）の運転者は、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。」

論点3 努力義務に係る規定の違いについて

○努力義務規定について、「努めなければならない」と「努めるものとする」が混在しているが、その違いはどうか。

- 「努めなければならない」は、強い努力を求める場合
(第4条：自転車利用者等の責務 など)
- 「努めるものとする」は、努力していくことを原則や方針とする場合
(第6条～第10条：県民・保護者等の役割 など)

論点4 学校における自転車交通安全教育について

○学校での自転車交通安全教育は、どのようなことを行っているのか。

- 「自分の命は自分で守る」という意識を醸成する取組
- 学級活動・全校集会時における交通指導・マナー指導
- 交通事故を予測する力を高める「危険予測トレーニング」
- 危険個所を見つける「安全マップ」の作成

論点 5**今後の普及啓発の手法等について 【意見交換】**

○夜間における反射材の有効活用について

- 事故予防のためには、夜間における自転車利用者の安全確保は重要
⇒ 反射材の有効活用に向けた方策を検討していく

○自転車交通安全教育の推進について

- 「子供自転車大会」の開催などによる交通安全教育を推進すべき
- 事業所等の自転車通勤者の交通安全教育のため、自動車学校を活用した自転車教室の開催など、実践的な交通安全教育を実施すべき
⇒ 学校や地域で開催する自転車安全教室の充実を検討していく

○自転車用ヘルメットの着用推進について

- 自転車乗車用ヘルメット着用率調査結果では、山口県の着用率は21.5%（全国第8位）であり、着用率の向上を図ることが必要
- 安全性の高いヘルメットの普及促進に向け、運転免許証返納者に対するヘルメット購入割引を実施中（山口県自転車軽自動車商協同組合）
⇒ 警察をはじめ、市町や事業者、学校等と連携し、着用率促進に向けた取組を推進していく

○自転車損害賠償責任保険等への加入促進について

- 自転車保険には個人向けと事業者向けがあり、補償される保険が異なることなどの周知啓発が必要
- 高齢者向けに自損事故なども補償される保険の周知も必要
⇒ 損害保険協会や保険商品を取り扱う企業、商工会議所などの関係機関と連携し、周知啓発に努めていく
⇒ 条例制定の周知と併せ、自転車保険等の種類などを分かりやすく説明するチラシの作成・配布を行っていく

○道路通行環境の整備について

- 道路の危険箇所等の情報共有や道路環境の整備に関する要望ができる仕組みがあるとよい
⇒ 道路管理者がパトロールしながら改善に努めているが、危険箇所等の情報や整備要望は道路相談室「#9910」に情報提供いただきたい引き続き自転車が安全に走行できる交通環境の整備に努めていく